紫式部と関連付け越前市をPRするロゴマーク及びキャッチコピー作成 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本市では、2024年放送のNHK大河ドラマが本市ゆかりの紫式部を主人公にした「光る君へ」に決定したことを受け、同年春の北陸新幹線越前たけふ駅開業に向け、紫式部と越前市を関連付け、本市をPRする取組みを実施している。この取組みの機運を高め、本市の魅力を効果的に伝えるため、ロゴマーク及びキャッチコピーを作成する。

○紫式部と越前市のかかわり

越前国の国司に任命された父・藤原為時に同行し、紫式部は越前国府(現在の越前市)で996年から997年の1年余りを過ごした。紫式部は、生涯でただ一度京を離れ、越前の地で雄大な自然とその恵み、越前和紙や越前漆器、越前焼等の最高の技術に触れるなど、貴重な体験を重ねたと思われる。このような経験が、物語作家としての才能をもつ紫式部の感性をさらに豊かにさせ、のちに源氏物語を大成させる原動力となったと考えられている。

1000年を超える歴史文化、豊かな自然や伝統工芸を守り続けてきた職人の技と誇りに惹かれてクリエイティブな才能が集まり、人々の感性が磨かれる土地である本市の 魅力を効果的に伝えることを作成の目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

紫式部と関連付け越前市をPRするロゴマーク及びキャッチコピー作成業務

(2)業務内容

紫式部と関連付け越前市をPRするロゴマーク及びキャッチコピー作成業務委託仕様 書に定める業務を実施する。

(3)業務期間

契約締結の日の翌日から令和5年3月10日(金)まで

(4) 契約上限額

682,000円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ロゴマーク及びキャッチコピーの制作、デザインマニュアル作成、類似調査、商標 登録の費用を含む。

(5) 契約条件

受託候補者を特定した場合は、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自 治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定により、随 意契約を締結するものとする。

(6) 契約保証金 越前市契約規則(平成17年越前市規則第54号)第25条から第26 条までの規定に基づく。

- (7) 前払金 無
- (8) 支払条件 業務完了後1回払い

3 参加要件

本件に参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1)日本国内に法人格を有する団体又は個人事業主であり、発注者との緊密な連携体制が確保できること
- (2) 提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有する者。
- (3) 公告日から契約締結日までの期間において、福井県及び越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生 法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続 きを開始していない者
- (6) 国税及び越前市市税に滞納がない者
- (7) 越前市指名競争入札参加資格者でない者で、本業務の契約相手となった場合には、速や かに越前市指名競争入札参加資格審査申請書及び債権者・受取人登録申請書を提出する こと。
- (8) 参加表明書の提出時点で、会社設立又は個人事業主の業務開始後1年以上が経過していること。(指名競争入札参加資格取得には、会社等の設立から1年以上が経過していることが条件となるため。)
- (9) 越前市暴力団排除条例(平成23年越前市条例第17条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等と社会的に非難される関係を有する者に該当しない者であること。

4 質問の受付及び回答

(1)受付期限

令和4年10月26日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

別添の質問書(様式第6号)に内容を簡潔にまとめて記載し、政策推進課まで電子メール(必ず電話で受信確認を行うこと)で提出すること。

※注 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答を行わない。

(3) 回答日

令和4年10月31日(月)

(4) 回答方法

市ホームページに掲載

- 5 参加表明書の作成要領
- (1) 参加表明に必要となる書類と提出部数(各1部)
 - ア 参加表明書(様式第1号)
 - イ 会社概要(様式第2号)
 - ウ 法人登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの。写し可。)(法人でない場合は、 規約や役割分担を明示した組織図等)、直近の決算書又はこれに類する書類。
 - オ 国税(法人税及び消費税)及び市税に係る納税証明書(滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの)
 - ※法人でない場合は、国税(所得税、消費税)及び市税に係る納税証明書(滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの)
 - ※市税については、法人の場合は越前市に本社又は営業所がある場合のみ、法人でない場合は住所がある場合のみ提出。(ただし、課税がある場合は提出すること。)

(2) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限 令和4年11月4日(金)午後5時まで
- イ 提出場所 越前市企画部政策推進課
- ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)又は書留郵便(当日消印有効)

6 企画提案書等の作成要領

参加要件の確認を受けた者は、別紙仕様書を踏まえ、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数

次のア〜カの書類を提出すること。

- ア 企画提案書(様式第3号) 正本1部
- イ 企画提案資料 (A4版タテによる任意様式。カラー印刷) 正本1部及び副本6部 次の内容を記載すること。
 - ・紫式部と越前市を関連付け、本市の魅力をPR出来る<u>ロゴマークデザインとキャッチ</u> コピーの組み合わせデザイン案を3点
 - ・提案するロゴマークデザイン案及びキャッチコピー案の説明(コンセプト)
 - ・提案するロゴマークデザイン案及びキャッチコピー案の商標調査結果
 - ※デザイン案は、本業務受託者決定後、おって市民等に公表して意見を頂いた上で選定することとしていることから、3点のタイプ別の提案を行うこと。(提案数1点ごとに作成し、イーA・イーB・イーCと枝番をつけること。提案する3点は、ロゴマーク及びキャッチコピーが重複しないようにすること。)
 - ※デザイン案は、カラー及びモノクロの案を提示すること。
 - ※事前に商標調査を行ったうえで提案すること。
 - ※名刺や封筒、書類、ステッカー等に使用した場合の掲載例を提示すること。(名刺への 掲載例は必須。その他は自由提案)

※本業務とは別に、デザイン系専門学校の協力により、学生が紫式部ゆかりの偉人キャラクターを制作中の為、キャラクターデザインを主としたロゴ等の提案は不要。

※企画提案資料(イ)には、社名を表記しないこと。

ウ 業務実績調書(様式第4号) 正本1部

提案者は、過去5年以内に同種又は類似の実績(ロゴマーク・キャッチフレーズ・デザインマニュアル等の作成、商標登録実務実績等)がある場合には、実施年度及び事業 内容について記載し、その実績が分かる資料を添付すること。

エ 業務の実施体制 (様式第5号) 正本1部

責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制(社外協力企業等を含む)について記載すること。

才 参考見積書(任意様式) 正本1部

区分ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

※契約後に作成するデザインマニュアル、ロゴマーク等の商標登録、最終決定までの デザインの修正作業費用も含めること。

カ 再委託調書(様式第7号)※再委託する場合のみ提出 正本1部

(2) 企画提案書等の提出方法

- ア 提出期限 令和4年12月1日(木)午後5時まで
- イ 提出場所 越前市企画部政策推進課
- ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時ま でとする。)又は書留郵便(当日消印有効)

(3) ロゴマーク及びキャッチコピー提案に当たっての注意事項

- ・本募集に当たり、本要領を熟読するとともに、提案により参加者は本要領に同意した ものとみなす。
- ・提案は、参加者自身が今回のプロポーザルに当たり創作した未公表の作品とする。(ほかの募集等への二重応募や、本市の同意なしにほかに公表すること、他用途に用いることは認めない。)
- ・ロゴマーク等のデザインは、描画ソフトにより作成されたもののみを審査対象とする。 (手書き等は不可)
- ・政治的、宗教的、商業的、反社会的な要素や、誹謗中傷、公序良俗に反する内容を含むものは審査の対象外とする。
- ・参加者は、法令に抵触するあらゆる行為、第三者に物理的・精神的損害を与える行為、 第三者の名誉を棄損する行為、第三者の権利を侵害するあらゆる行為及び公序良俗に 反するあらゆる行為を禁止する。

・本業務受託者決定後、市民等に意見を頂くため、市広報紙や市HPで提案された3案 を公表する。公表用のデザイン案として市から提案内容の修正指示があった場合は速 やかに対応すること。

7 審査方法及び結果

(1)審查方法

提案者の中から本業務の受託者を選定するため、次のとおり審査委員会を開催する。 審査は、事前に提出された企画提案書を基に、あらかじめ定めた審査基準により書類 審査を行う(プレゼンテーションは行わない。)。

各審査委員の持ち点を合算した値(満点)の6割を最低基準点とし、それ以上の点数 を得た提案者の中から最も高得点の者を受託候補者として決定する。同点の提案者が複 数いる場合は、各審査委員の協議により、委託予定者を選定する。

なお、それぞれの評価点の算出においては、小数点第1位までとし、小数点第2位以下は四捨五入とする。

提案者が1者の場合、審査会を実施し最低基準点に達していれば、当該者提案者を受 託候補者として選定する。

(2)審査基準

評価事項	評価項目	配点	
①ロゴマー クのデザイ	・紫式部と越前市を関連付け、本市の魅力をPRできる提案 となっているか。	20点	
ン及びキャ ッチコピー の内容	・キャッチコピーは端的でわかりやすい表現となっており、 ロゴマークと組み合わせた一体的なロゴマークデザインと して工夫が見られ、様々な活用を考えた提案となっている か。	10点	40点 (3案 の平均
	・各種印刷物等に使用した際に、目に留まりやすく、印象に 残るデザインとなっているか。	5 点	点)
	・モノクロ印刷や名刺等の小さい印刷にも対応できるデザインとなっているか。	5点	
②提案者の 実績	・過去に当該業務に類似した業務を実施するなど実績が豊富か。(ロゴマーク等の作成、商標登録手続きの実績)	5点	
③業務遂行 の実現性	・担当者が適切に配置されるなど、企画提案内容の事業を実施する体制が整っているか。	5点	
	合計		50点

(3) 失格要件

企画提案者が、次のいずれかに該当した時は、当該提案者を失格とすることがある。 また、受託候補者の選定後、契約の締結前までに当該選定者に失格事項が発生した 場合も同様とし、その場合の取扱いについては、審査委員会において協議し、決定す ることとする。

- ア 「3 参加要件」に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- イ 提出書類受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
- ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が作成要領で示した 要件に適合しないとき。
- エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- オ 参考見積書の金額が契約上限額を超過したとき。
- カーその他不正な行為があったとき。

(4) その他

ア 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

イ 審査結果については、書面で通知する。

8 参加辞退

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により政策推進課 担当者に報告すること。

9 契約手続

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書(内訳明記)を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。なお、随意契約に係る協議の際に越前市の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、あるいは最優秀者が失格要件に該当し、失格することが後日判明した場合は、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

また、最優秀者選定後、契約対象となる業務内容については、別途協議により企画内容の 一部を修正・変更する場合がある。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 参加表明書と企画提案書の制作及び提出並びにその説明に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (5)業務の実施体制(様式第5号)に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合には、市と協議の上、変更の可否を決定する。
- (6)提出書類は、越前市情報公開条例(平成17年越前市条例第26号)に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する(受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。)。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、特定後の受託候補者の企画提案書の著作権は越前市に帰属するものとする。
- (8) 掲載する各種データの調査・収集・収集したデータ及びコンテンツの使用承認等に係る必要な手続きは企画提案者が行うものとする。
- (9)審査結果(最優秀者、次点者の名称)は市ホームページで公表する。
- (10) この要領に定めのない事項については、市と提案者が協議の上決定する。

11 日程(予定)

公告	令和4年1	0月17日	(月)	
質問受付締切り	令和4年1	0月26日	(水)	午後5時
質問回答	令和4年1	0月31日	(月)	
参加表明書の受付締切り	令和4年1	1月 4日	(金)	午後5時
企画提案書等受付締切り	令和4年1	2月 1日	(木)	午後5時
書類審査 (受託者選定)	令和4年1	2月15日	(木)	(予定)
審査結果の通知	令和4年1	2月中旬頃		(予定)
契約	令和4年1	2月中旬頃		(予定)
市民等への意見聴取	令和5年	1月中旬頃		(予定)
デザイン案最終決定	令和5年	2月中旬頃		(予定)
デザインマニュアル等納品	令和5年	3月10日	(金)	

12 担当部署 (提出先・問合せ先)

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号 越前市役所企画部政策推進課 担当 辻川 TEL 0778-22-3016

電子メール kikaku@city.echizen.lg.jp